



写

産業廃棄物処分業許可証

住 所 石川県金沢市近岡町795番地

名 称 株式会社 越村商店 代表取締役 越村 正人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

金沢市長 山野之義



許 可 の 年 月 日 令和 3年 6月22日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和10年 5月23日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (A: 破碎、B: 圧縮)

(2) 取扱廃棄物の種類

廃棄物の種類	A	B	特記	事項
燃え殻				
汚泥				
廃油				
廃酸				
廃アルカリ				
廃プラスチック類	○	○		
紙くず	○	○		
木くず	○			
繊維くず	○			
動植物性残さ				
動物系固形不要物				
ゴムくず				
金属くず	○	○		
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	○			
鉱さい				
がれき類	○			
動物のふん尿				
動物の死体				
ばいじん				
政令第13号廃棄物				
自動車等破碎物				
石綿含有産業廃棄物				
水銀使用製品産業廃棄物				
水銀含有ばいじん等				

[備考]

1 これらのもののうち特別管理産業廃棄物を除く。

※表中の「○」は取扱いができるものを示す。(数字が記載されている項目は備考欄を確認すること。)

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
廃プラスチック類の破碎 木くずの破碎 がれき類等の破碎	金沢市湊一丁目29番地2	平成18年5月9日	34.7 t/日 54.5 t/日 (24時間) 147.0 t/日	(変更許可) 令和2年7月1日	金沢業第26号(1)
取扱廃棄物	⑥⑦⑧⑨⑬⑭⑯				
廃プラスチック類等の破碎	金沢市湊一丁目29番地2	平成29年6月26日	12 t/日 (16時間)	平成29年4月27日	金沢業第55号
取扱廃棄物	⑥⑦				
圧 縮	金沢市湊一丁目29番地2	平成18年5月24日	289.6 t/日 (16時間)		
取扱廃棄物	⑥⑦⑬				
[取扱廃棄物の記号]					
①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、 ⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、⑮鉛さい、⑯がれき類、 ⑰動物のふん尿、⑲動物の死体、⑳ばいじん、㉑政令第18号廃棄物、 ㉒自動車等破砕物、㉓石綿含有産業廃棄物、㉔水銀使用製品産業廃棄物、㉕水銀含有ばいじん等					

3. 許可の条件
な し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 5月24日	当初許可	平成23年 5月24日	更新許可
平成28年 5月27日	更新許可	令和 3年 6月22日	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 無